

3.11.3 基盤技術研究促進部門 事業化推進グループ

グループリーダー 林 信秀

民間基盤技術研究促進制度による研究開発の促進

概要

民間のみでは取り組むことが困難なリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して NICT が資金負担を行うことにより、その研究開発を推進する。

新世代ネットワーク技術、ユニバーサルコミュニケーション技術及び安心・安全のための情報通信技術の3つの研究開発領域への重点化を図るとともに、特許出願件数が総委託費1億円当たり2件以上となるような案件を選定し着実な推進を図る。

- (1) 委託については、収益の可能性がある場合等に限定し、知的財産権の形成等のパブリックリターン の構築がなされるような案件につき採択し、研究開発を推進する。
- (2) 委託研究の採択、中間、終了時に、外部の専門家及び有識者からなる評価委員会により、数値化された指標に基づく客観的な評価を実施し、その評価結果を公表する。
- (3) 評価結果に基づき委託研究課題の採択、研究計画の見直し、中止を判断するとともに収益性を最大限確保するため事業化の促進を図る。

平成 21 年度の成果

- (1) 平成 21 年度の民間基盤技術研究促進制度の委託研究の新規案件（3 件: 6.1.6 参照）について、受託者を対象に説明会を行い、契約事務、経理処理の要点、報告事項の概要、研究資金の適正な管理運用及び研究費の不正使用に対する厳重な注意などを周知し、受託者が円滑に委託研究に着手できるよう配慮した。さらに、経理処理に早期に慣れてもらうため、研究開発開始後、2 月分までは1ヶ月単位で経理資料を提出させ、委託契約で計上できる経費対象の算定法など細かな指導をすることにより習熟度の向上に努めた。
- (2) 独立行政法人情報通信研究機構における研究費不正防止計画（平成 21 年 10 月 30 日）を踏まえ、その実効性を担保するため、委託契約書についての一部改正を行い、平成 21 年度新規案件（3 件）の委託契約（平成 21 年 11 月 1 日）以降から適用されるよう、委託契約書第 40 条（不正行為に対する措置等）において、事前に不正防止の措置を講じなければならない旨を規定するとともに、新規受託者への説明を行った。また、継続中の受託者に対しては、平成 21 年 11 月、NICT 内で実施した中間経理検査時において、全ての受託者を対象に説明を行い研究費の適切な執行・管理の向上に努めた。
- (3) 経理検査については、中間検査（11 月、2 月）及び確定経理検査（8 月、12 月、4 月）を行い、委託経費の適正な経理処理の確認、確定額の決定を行った。特に、地域の中小企業及びベンチャー等企業を公募対象とした「地域中小企業・ベンチャー重点支援型」により採択された企業については、企業内ルールが確定されておらず、経理処理についての習熟度が低い会社もあるので、一度の検査では是正できない問題等の発生が予見されたため、11 月の中間検査に先立ち、4～6 月分経理処理書類を 8 月に NICT へ報告させ、処理方法、報告の記載方法等について指導し、経理処理の習熟度を向上させた。
- (4) 政府資金を供与して行う委託研究開発に係る知的財産権を受託者に帰属させる日本版バイ・ドール規定を定めた産業技術力強化法改正に伴う委託契約書の改訂にあたっては、総務本省、委託関連部門と連携して、平成 22 年度の契約から適用されるよう知的財産権の移転等の事前承認制に関する条文の策定を図った。